

令和8年度
阿波市市有財産
トライアル・サウンディング
募集要領

阿波市企画総務部契約管財課

1. 市有財産トライアル・サウンディング概要

市有財産トライアル・サウンディング事業は、市が有効活用を検討したい市有財産について、民間の事業者（市民団体や個人等を含む）に一定の期間、暫定使用をしてもらいながら、将来の活用に向けたサウンディング（民間と市の対話・コミュニケーション）を同時に実施していく事業で、阿波市市有財産トライアル・サウンディング事業実施要綱に基づき実施します。

2. 対象施設

（土地・建物）

① 旧大俣公民館本村分館（阿波市市場町大俣字貞久 342-4）

宅地 敷地面積 200.25 m²

延床面積 194.30 m² 鉄骨造 2階建 昭和 55 年 1 月築

主要な部屋

1階 大会議室 50.15 m²、料理実習室 19.25 m²

2階 小会議室 21.83 m²、和室 21.73 m²

※トイレは汲み取り式です



（外 観）



（外 観）



（大会議室）



（小会議室）



（和 室）



（料理実習室）

(土 地)

② 阿波市商工会跡地 (阿波市市場町市場字上野段 228-4)

宅地 948.27 m²のうち約 730 m²



(東側より)



(南側より)



(北西側より)

③ 阿波町役場跡地 (阿波市阿波町北原 5-1)

宅地 2,073.14 m²

※敷地内に防火水槽があるため、使用にあたってはご注意ください



(北側より)



(東側より)



(南東側より)

3. 対象施設を選定した目的

阿波市には用途廃止を行った施設や建物解体を行った跡地などで遊休資産となっている土地建物が多くあり、この有効活用を図ることが課題となっております。この制度により、民間の視点からによるユニークな提案がなされ、市の遊休資産の利活用に関して新たな視点が加わることを期待しています。

今回対象施設とした3物件については市の遊休資産のなかでも立地条件が比較的良好であり、民間事業者からの申請が見込まれることから選定しました。

4. 申請者の参加資格について

(1) 申請者の資格要件

- ① 申請者は、申請内容の実施ができる能力(資格)を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、任意の団体とします。
- ② 申請者は、単独またはグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます。)とし、グループで応募する場合は、参加表明時に構成員を全て明らかにし、各々の役割

分担を明確にしてください。

- ③ 申請者は、市との協議や調整ができ、併せて、暫定利用に向けて提案内容に変更等が生じて柔軟に対応してください。

(2) 提案者の制限

提案時において、次の要件のいずれかに該当するものは、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当するもの
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしているもの又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしているもの
- ③ 阿波市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であるもの又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- ④ 阿波市建設業者指名停止措置要綱（平成 17 年告示第 15 号）に基づく指名停止措置を受けているもの
- ⑤ 法人税、消費税若しくは地方消費税または市税を滞納しているもの
- ⑥ 宗教活動または政治活動を主たる目的としているもの

5. 暫定使用の要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ① 2. 対象施設に掲げる物件の利用に関するものであること
- ② 市民のサービス及び利便性の向上に資するものであること
- ③ 確実に実施できる内容であること
- ④ 利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと
- ⑤ 周辺環境に与える影響（騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に十分配慮されているものであること

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- ② 騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあるもの
- ③ 政治的又は宗教的な活動に該当するもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
- ⑤ 青少年に有害な影響を与える物販又はサービス提供
- ⑥ その他市がこの事業との関連性が低いと判断するもの

(3) 暫定使用期間について

暫定使用ができる期間については 1 日から 1 か月までとし、更新は行いません。

(4) 提案に関する留意事項

- ① 書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。
- ② 書類の著作権は、提案者に帰属しますが、返却はいたしません。また、提案審査以外で提案者に無断で使用し、第三者に情報を漏らすことはありません。
- ③ 事前に提案者の責任において関係法令等を確認してください。事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属します。
- ④ 失格事項
 - ・提案書類に虚偽の記載があった場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・この要領に定める手続きを遵守しない場合

6. 令和8年度市有財産トライアル・サウンディングの概要

(1) スケジュール

日 程	内 容
令和8年4月13日	募集要領の公表
令和8年4月13日から 令和9年3月31日まで	暫定使用者の募集・実施

(2) トライアル・サウンディングの流れ

順 番	項 目	内 容
①	事前協議	日程調整や条件確認のため、事務局との事前協議をしてください
②	現地調査（希望者のみ）	希望される場合は現地調査を行います
③	申込書類提出	8－（1）提出書類に示す書類を契約管財課まで提出してください
④	内容審査	申請者や提案内容が要件に適合しているか審査を行います
⑤	契約締結	審査に合格した場合には、阿波市市有財産無償貸付契約書を締結します
⑥	暫定使用	暫定使用期間は1日から1か月までとします。
⑦	モニタリング・ヒアリング	暫定使用中及び終了後に、使用状況のヒアリングを実施します

7. 事前協議及び現地調査

暫定使用を行う日程調整や条件の確認のために、書類提出を行う前に事務局と事前協議を必ず行ってください。また、希望されれば現地調査を行うことも可能です。

8. 申込書類提出、内容審査及び契約締結

(1) 提出書類について

申請者は暫定使用の申込をするにあたり、次の書類を事務局に提出してください。
なお、必要に応じて追加の書類提出を求められることがあります。

① 参加申込書（様式1）

※グループでの申請の場合は併せてグループ申請構成書（様式1-2）

② 誓約書（様式2）

③ 普通財産借受申請書（様式3）

(2) 書類の提出先及び提出方法

提出書類については以下の申込先まで直接持参又は郵送によるものとします。

〒771-1695

徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

阿波市役所 企画総務部 契約管財課

電話番号 0883-36-8704

e-mail keiyakukanzai@awa.i-tokushima.jp

(3) 内容審査及び契約締結

提出書類については、参加資格及び暫定使用可能要件を満たしているか審査を行います。合格した場合には申請者に対して阿波市市有財産無償貸付契約書を2部送付しますので、記名押印のうえ1部を事務局に提出ください。また、審査結果に対する異議は、申し立てすることはできません。

9. 暫定使用について

(1) 貸付料について

貸付料については無償とします。ただし暫定使用に伴い光熱水費の市負担が発生する場合は、相当の負担額を徴収する場合があります。

(2) 暫定使用にあたっての留意事項

① 暫定使用に係る全ての経費は、暫定使用者の負担とします。

② 暫定使用にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。

(3) 責任及びリスク分担の考え方

暫定使用に伴い発生する次のリスクは暫定使用者が負うものとし、暫定使用者が責任をもって対処をしてください。

① 事業内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等の使用に伴い発生する権利侵害に関するもの

② 暫定使用者による事業に起因する有害物質の排出・漏洩等に関するもの

③ 暫定使用者による事業に起因する周辺住民への環境被害（騒音、振動、臭気、景

観、交通渋滞等)に関するもの

- ④ 暫定使用者による事業に起因する第三者への損害に関するもの
- ⑤ 地域からの苦情等のトラブルに関するもの
- ⑥ 暫定使用期間中における、地震、火災、風水害、その他の市の責に帰すことができない事由によって暫定使用者が被った被害に関するもの

(4) 契約書の携行

暫定使用者は、市から示された条件のとおり公共施設を使用し、申請時の提案内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、市有財産貸付契約書を携行してください。

(5) 原状回復について

対象施設については、暫定使用終了までに原状回復をしてください。原状回復に必要な費用は、暫定使用者が負担するものとします。

(6) 事業中止となる場合

申請した事業内容に反するなど、本事業の目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止させることがあります。

10. モニタリング及びヒアリングについて

暫定使用期間中、事務局がモニタリング調査を行う場合がありますので、その場合は協力をしてください。また暫定使用期間終了後、実績報告書(様式4)を事務局に提出するとともに、事務局がヒアリングを求めた時にはこれに応じてください。